

凡例 時=日時 所=場所 容=内容 対=対象 条=条件 員=定員 数=数量 額=支給・助成額など 料=料金
募=募集期間・方法 受=受付 持=持参するもの 問=問い合わせ先

情報ひろば 7月

福祉

認知症介護家族の集い 〜毎月第2金曜日開催〜

時 7月14日(金) 10:00〜12:00
所 ささづか会館(富安二丁目)
容 認知症の問題や介護の悩みなどの情報交換をしながら交流をする場
料 無料
問 駅南庁舎地域包括ケア推進課
☎ 0857-20-3449
☎ 0857-20-3404

認知症に関する相談は次の各センターでも受けています。
認知症コールセンター(認知症の人と家族の会鳥取県支部)
毎週月〜金 10:00〜18:00
☎ 0859-37-6611
認知症疾患医療センター(渡辺病院)
☎ 0857-39-1151

徘徊高齢者位置検索システム 利用支援サービス

認知症などによる徘徊行動のある高齢者の居場所を確認するシステムを利用する際、契約時に必要な初期費用の一部を助成。市内在住で徘徊行動のある高齢者を在宅で介護している家族(額上限1万円)
問 駅南庁舎地域包括ケア推進課
☎ 0857-20-3453
☎ 0857-20-3404
問 各総合支所市民福祉課(12ページ)
問 各地域包括支援センター(12ページ)

家族介護者の集い 「スマイル・スマイル」

時 7月19日(水) 10:00〜12:00
所 里仁ブルーベリー農園 ※現地集合・現地解散。交通手段については相談に応じます。
対 家族介護者または介護に関心のある人
容 ブルーベリー狩り 料 800円 募 7月14日(金)まで
問 スマイル・スマイル事務局(地域包括ケア推進課)
☎ 0857-20-3449
☎ 0857-20-3404

高齢者虐待予防

周りで介護を頑張っている人はいませんか? 「介護疲れ」は高齢者虐待の原因の一つと言われており、自覚がないまま行われるケースが多いのが特徴です。周囲も介護者のサインに気づき、見逃さないことが、虐待の防止

お知らせ

夏の交通安全県民運動 7月11日(火)〜20日(木)

交通事故なし 笑顔の鳥取県
【運動の重点】
●子どもと高齢者の交通事故防止
●自転車の安全利用の推進
●チャイルドシートの正しい使用と全ての座席のシートベルト着用徹底
●飲酒運転の根絶
問 鳥取市交通安全対策協議会(協働推進課)
☎ 0857-20-3182
☎ 0857-21-1594

7月は「青少年の非行・被害防止全国強調月間」

まもなく夏休みを迎えます。この機会に親として、大人として、次代を担う青少年の健全育成と犯罪被害の防止にご理解とご協力をお願いします。
少年愛護センターでは、市内の青少年、保護者などから無料で相談を受け付けています。子供が抱えるインターネットや携帯電話に関する身近な疑問

サマージャンボ宝くじ発売!

サマージャンボ宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりのために活用されています。
県内の宝くじ販売実績などに応じて収益金が配分されますので、県内での購入をお願いします。
時 7月18日(火)〜8月10日(木)
問 鳥取県市町村振興協会
☎ 0857-29-3184

ふるさとの映像を見る会

ふるさとに関する昔なつかしの映像を上映 上映予定:(1)白兔伝説と先端医療(平成5年制作)(2)再生紙農法と米作り(平成4年制作)
時 7月20日(木) 10:00〜14:00
所 鳥取市文化センター3階 視聴覚ライブラリー 料 無料 事前申込み不要
問 鳥取市文化センター
☎ 0857-27-5181
☎ 0857-27-5154

木造住宅の無料耐震診断

木造住宅の所有者で耐震診断を希望する人へ技術者(民間建築士)を派遣。
昭和56年5月31日以前に建築または着手された木造一戸建て住宅(延床面積220平方メートル)
時 7月10日(月)〜21日(金) 数 40件
※先着順(所定の申込書を建築指導課まで持参) ※詳しくは本市公式ホームページまたは問い合わせ先までご相談ください。
問 本庁舎建築指導課
☎ 0857-20-3282
☎ 0857-20-3059

募集

鳥取市ブランドロゴマーク

本市ブランドスローガン「SQSあるまち」に込められた次の3つの意味をキーワードに、本市の魅力や高品質なイメージを県内外へ効果的にアピールするため、ブランドロゴマークのデザインを全国から募集。
・質の高いサービス提供
・安全・安心に暮らせる環境
・優れた魅力資源

賞	数	賞金など
最優秀賞	1点	10万円
優秀賞	5点	特産品1万円相当

※ごなたでも応募可 時 7月7日(金)〜8月18日(金)までに、所定の応募用紙に必要事項を記入の上、郵送・持参・電子メールのいずれかで問い合わせ先まで。 ※1人何点でも応募可。ただし応募用紙1枚につき1作品。 ※応募作品は返却しません。 ※選考委員会による1次選考の結果をもとに市民投票を行い決定します。 ※応募要領や応募用紙など、詳しくは本市公式ホームページをご覧ください。
問 本庁舎政策企画課ロゴマーク募集係(T680-8571尚徳町116)
☎ 0857-20-3153
☎ 0857-21-1594
kakaku@city.tottori.jp

国民年金

平成29年度分 国民年金保険料免除 の申請は7月から受け付けます!

保険料を納めることが経済的に難しいとき…
所得が少ない、失業など、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、保険料の納付が免除・一部免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。
□免除(全額免除・一部免除)制度
本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合。一部免除の場合は、減額された保険料を納めないと未納期間となります。

□納付猶予制度
50歳未満(平成28年6月までの保険料は30歳未満)の人で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定以下の場合。
※いずれの制度の場合も、失業などを理由とした特例があります。前年中以降の失業・退職を理由とする場合は、雇用保険の離職票などを持参してください。失業した本人以外の配偶者・世帯主の前年所得が一定額以上ある場合、特例は認められません。

保険料を未納のままにしておく、万一障がいや死亡といった不慮の事故が発生したときに、障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れない場合や、将来の老齢基礎年金が受け取れなくなる場合がありますので、駅南庁舎保険年金課(22番窓口)または、各総合支所市民福祉課、鳥取年金事務所等早めに手続きをしてください。
また、過去2年間(2年1カ月前)までさかのぼって申請を受け付けることができますので申請漏れのある人はご相談ください。
なお、申請手続きは毎年必要ですが、すでに全額免除、納付猶予の承認を受け、継続審査を希望している人に限り、年度替わりに伴う再申請は不要です。
※前年所得に基づき審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。

保険料免除・納付猶予などを受けた期間に関する年金額は
免除または納付猶予の承認を受けた期間は、年金の受給資格期間には算入されますが、保険料を全額納付した場合に比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。
これらの期間は、10年以内であれば後から納めることができ、受給する年金額を満額に近づけることが可能です。申込みは鳥取年金事務所まで付けています。
なお、3年度目以降に保険料を納付する場合は当時の保険料に加算額が加わりますので、2年度目までの納付がお得です。
問 鳥取年金事務所 ☎ 0857-27-8311
問 駅南庁舎保険年金課
☎ 0857-20-3484 ☎ 0857-20-3407